

# 令和2年就業状況総合調査の概要

**取得率の低さ（平均56%）  
が問題とされている**

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 <sup>1)</sup> (日)	労働者1人平均 取得日数 <sup>2)</sup> (日)	労働者1人平均 取得率 <sup>3)</sup> (%)
令和2年調査計	18.0	10.1	56.3
男	18.4	9.9	53.7
女	17.1	10.4	60.7
1,000人以上	18.9	11.9	63.1
300～999人	17.9	9.5	53.1
100～299人	17.6	9.2	52.3
30～99人	17.0	8.7	51.1

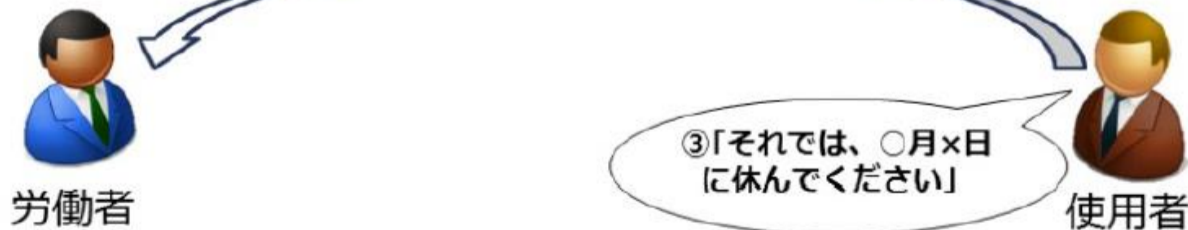
## 時季指定のイメージ

### 1. 使用者が労働者に取得時季の意見を聴取

(面談や年次有給休暇取得計画表、メール、システムを利用した意見聴取等、任意の方法による)



### 2. 労働者の意見を尊重し、使用者が取得時季を指定



	違反条項	違反内容	罰則規定	罰則内容
Point 2	労働基準法第39条第7項	年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合(※)	労働基準法第120条	30万円以下の罰金
Point 6	労働基準法第89条	使用者による時季指定を行う場合において、就業規則に記載していない場合	労働基準法第120条	30万円以下の罰金
その他(P4参照)	労働基準法第39条(第7項を除く)	労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合(※)	労働基準法第119条	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金